

平成 31 年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第 3 号 平成 31 年度三重県一般会計予算 (関係分)
(県税収入予算について) . . . 1

議案第 79 号 平成 30 年度三重県一般会計補正予算 (第 4 号) (関係分)
(県税収入補正予算について) . . . 3

◎所管事項

1 平成 31 年度税制改正について . . . 5、別紙

(別紙) 車体課税の大幅見直し関係資料

平成 31 年 3 月 8 日
総 務 部

◎議案事項
議案第3号

平成31年度三重県一般会計予算（関係分）
（県税収入予算について）

平成31年度県税収入については、2,646億2,600万円で、平成30年度県税収入当初予算に比べ173億3,400万円（前年度比7.0%増）の増収になると見込んでいます。

主な要因は、個人県民税が、株式等譲渡所得の増等により、21億3,400万円（前年度比3.1%増）の増収、法人二税（法人県民税、法人事業税）が、企業業績の好調により、82億1,700万円（前年度比12.8%増）の増収、地方消費税について、国内取引にかかる譲渡割が消費の回復基調により、輸入取引にかかる貨物割が国際的な原油価格の高水準に伴い増加し、計57億5,100万円（前年度比11.5%増）の増収となっています。

一方、自動車取得税については、平成31年9月末に制度が廃止されることから、16億9,700万円（前年度比50.5%減）の減収となりますが、新たに平成31年10月から自動車税環境性能割が創設され、9億5,500万円の増収を見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は、全国的な企業業績の好調を受け、13億5,200万円（前年度比4.7%増）の増収を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

事項 税目	30年度 当初予算額 (A)	31年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (31年度当初 / 30年度当初)
個人県民税	69,695	71,829	2,134	3.1	・均等割・所得割：個人所得の増加傾向 ・配当割：企業配当の好調による配当所得の増 ・株式等譲渡所得割：株価の高水準
法人県民税	8,946	10,582	1,636	18.3	企業業績の好調
県民税利子割	1,039	996	△43	△4.1	リーマン・ショック前の高金利のゆうちょ定期貯金の逡減
個人事業税	2,331	2,378	47	2.0	個人所得の増加傾向
法人事業税	55,314	61,895	6,581	11.9	企業業績の好調
地方消費税	49,818	55,569	5,751	11.5	・譲渡割：消費の回復基調による増 ・貨物割：国際的な原油価格の高水準による増
不動産取得税	4,177	5,037	860	20.6	大規模家屋の新築による増
県たばこ税	1,944	1,978	34	1.7	税率引上げによる増
ゴルフ場利用税	1,680	1,559	△121	△7.2	利用人員が減少傾向にあり、非課税人員（70歳以上）の増
自動車税環境性能割	—	955	955	—	平成31年10月（自動車取得税廃止後）から創設
自動車税種別割	27,223	27,456	233	0.9	課税対象車両の増
鉱区税	3	3	0	0.0	概ね前年並み
自動車取得税	3,362	1,665	△1,697	△50.5	平成31年9月末に廃止
軽油引取税	21,304	22,237	933	4.4	宅配便取扱数量の増、本県ディーゼル車両の増
狩猟税	22	21	△1	△4.5	概ね前年並み
産業廃棄物税	434	466	32	7.4	産業廃棄物の搬入量の増加傾向
県税計	247,292	264,626	17,334	7.0	
地方法人特別譲与税	28,772	30,124	1,352	4.7	全国の企業業績の好調
合計	276,064	294,750	18,686	6.8	
法人二税	64,260	72,477	8,217	12.8	
法人二税＋地方 法人特別譲与税	93,032	102,601	9,569	10.3	

議案第 79 号

平成 30 年度三重県一般会計補正予算 (第 4 号)

(県税収入補正予算について)

平成 30 年度県税収入については、今回の補正予算において、14 億 4,400 万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,630 億 9,900 万円となっています。

主な要因は、県民税株式等譲渡所得割が、株価の高水準による株式市況の活況により、5 億 7,700 万円の増収、法人県民税が、3 月決算法人の中間申告の好調により、3 億 8,400 万円の増収、地方消費税が、譲渡割につき、国内取引の好調により、5 億 1,700 万円の増収となっています。一方、県民税配当割は、投資信託分配金が下落したことにより、2 億 3,000 万円の減収となっています。

(単位：百万円、%)

事 項 税 目	現計(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正前 比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
県 民 税 配 当 割	2,228	△230	1,998	89.7	78.8	企業配当は高水準であるものの、投資信託分配金が下落
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,044	577	1,621	155.3	64.6	株価の高水準による株式市況の活況
法 人 県 民 税	11,079	384	11,463	103.5	135.8	3月決算法人の中間申告(11月)の好調
県 民 税 利 子 割	1,039	△64	975	93.8	95.6	リーマン・ショック前の高金利のゆうちよ定額貯金の通減
地 方 消 費 税	52,979	517	53,496	101.0	107.3	譲渡割につき、国内取引の好調
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,680	△66	1,614	96.1	94.3	利用人員の減少傾向と非課税人員(70歳以上)の増
自 動 車 取 得 税	3,545	122	3,667	103.4	105.0	エコカー減税対象範囲の見直しによる課税対象車両の増、課税単価の上昇
軽 油 引 取 税	22,100	136	22,236	100.6	102.7	宅配便取扱数量の増、本県ディーゼル車の増
産 業 廃 棄 物 税	434	68	502	115.7	109.8	産業廃棄物の搬入量の増
そ の 他 の 税	165,527	0	165,527	100.0	95.9	
県 税 計	261,655	1,444	263,099	100.6	106.8	

◎所管事項

1 平成 31 年度税制改正について

平成 31 年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

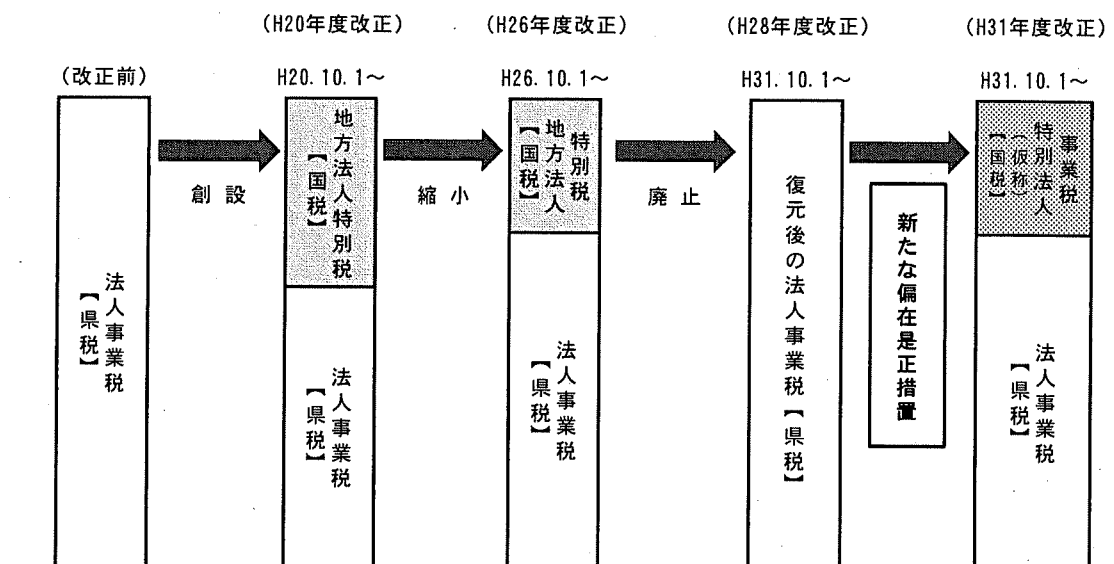
1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として、次の税を創設します。

(1) 特別法人事業税（仮称）

【平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】

消費税率 10% 段階において、地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に還元します。還元した法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離して、特別法人事業税（仮称）（国税）とします。



(2) 特別法人事業譲与税（仮称）【平成 32 年度から譲与開始】

特別法人事業税（仮称）の税収の全額を、「人口」を譲与基準として都道府県に譲与します。また、不交付団体に対して譲与制限の仕組みを設けます。

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10% への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ります。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保します。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、自動車取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率を臨時的に 1% 分軽減します。

(1) 自動車税の税率引下げ（恒久減税）【平成 31 年 10 月 1 日から適用】

平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、すべての税率区分において、自動車税の税率を引き下げます。

(2) 地方税財源の確保

① 環境性能割の税率の適用区分の見直し【平成 31 年 10 月 1 日から適用】

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を、平成 28 年度税制改正時のものから見直します。

② グリーン化特例（軽課）の大幅見直し【平成 33 年 4 月 1 日から適用】

自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。ただし、消費税率引上げに配慮し、現行制度を 2 年間延長した上で、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用します。

③ エコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等の見直し

【平成 31 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの措置】

環境インセンティブ強化のため、乗用車（登録車及び軽自動車）に係る自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等を見直します。

④ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設【平成 31 年 4 月 1 日から適用】

自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、引上げ分の全額を都道府県に譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設します。

⑤ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲【平成 46 年度から】

上記の 4 つの措置（①から④）を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲し、地方揮発油譲与税を増額します。

⑥ その他

自動車税環境性能割交付金の交付率見直し

平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直します。

(3) 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

なお、臨時的軽減による減収については、全額国費により補てんされます。

登録車		軽自動車	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%	—	—

3 個人住民税

(1) ふるさと納税制度の見直し【平成31年6月1日から適用】

総務大臣が、一定の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定するよう制度の見直しを行います。

(2) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

【平成31年10月から平成32年12月に居住の用に供した場合に適用】

所得税の住宅ローン控除の改正により控除期間が10年から13年に延長されることに伴い、延長された控除期間（11年目～13年目）について、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

(3) 個人住民税の非課税措置【平成33年度分の個人住民税から適用】

子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻（※）をしていない者又は配偶者（※）の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合に、個人住民税を非課税とする措置を講じます。※いわゆる事実婚を含みます。

4 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。

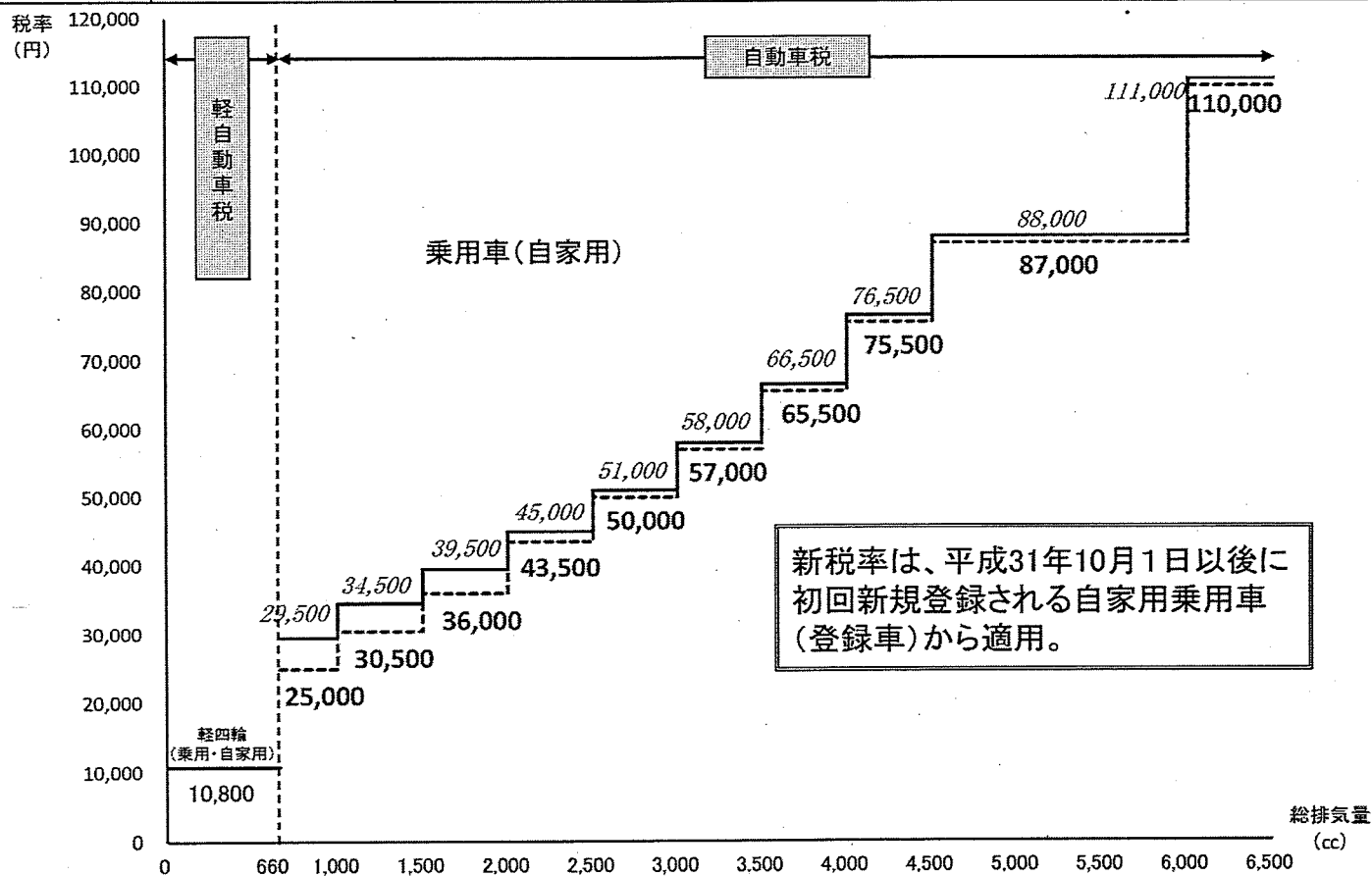
別紙資料

平成31年度税制改正について

—車体課税の大幅見直し関係資料—

(1) 自動車税の税率引下げ (恒久減税) 【平成31年10月1日から適用】

税率区分	~1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超~
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



(2) ① 環境性能割の税率の適用区分の見直し【平成31年10月1日から適用】

乗用車

【改正前(28改正における税率区分)】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼル車※ (H21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+10%達成			
	2020年度基準達成	1%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%		1%
	上記以外	3%	2%	2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件:
H17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
(※)プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

【改正後】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼル車※ (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車 LPG車※	2020年度基準+20%達成			
	2020年度基準+10%達成	1%		
	2020年度基準達成	2%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成			1%
上記以外		3%	2%	2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
(※)プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車及びLPG車は登録車に限る。

(2) ② グリーン化特例（軽課）の大幅見直し【平成33年4月1日から適用】

自家用乗用車

【改正前】

取得期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度：平成31年度（取得の翌年度のみ）

自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

軽自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

【改正後】

取得期間：平成33年4月1日～平成35年3月31日
 軽課年度：平成34年度、平成35年度（取得の翌年度のみ）
 ※平成31、32年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

(2) ③ エコカー減税(自動車取得税)の軽減割合等の見直し【平成31年4月1日から9月30日までの措置】

乗用車

【改正前】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準 +40%達成	80% 軽減
	2020年度基準 +30%達成	
	2020年度基準 +20%達成	
	2020年度基準 +10%達成	
	2020年度基準 達成	
上記以外		登録車3% 軽自動車2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減
(★★★)のものに限る。

※ 2015年度基準+10%達成のガソリン車について、本則税率
を適用させる経過措置については、H31改正においては、
延長しない。



【改正後】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準 +40%達成	50% 軽減
	2020年度基準 +30%達成	
	2020年度基準 +20%達成	
	2020年度基準 +10%達成	
	2020年度基準 達成	
上記以外		登録車3% 軽自動車2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減
(★★★)のものに限る。

○ トラック・バスについては、現行の適用対象から、税率を25%
軽減するものを除外する。(重量車・中量車)

(2) ④ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設【平成31年4月1日から適用】

1 譲与団体 全ての都道府県（※引上げ分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
都道府県分の自動車重量譲与税の規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
上記に必要な譲与割合の引上げ分	15/1000	24/1000	68/1000	83/1000
現行の譲与割合(市町村分)	407/1000(本則:1/3)			
改正後の譲与割合【附則(当分の間)】	422/1000	431/1000	475/1000	490/1000

※本則の譲与割合についても改正を行う。

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月

(2) ⑤ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲【平成46年度から】

1 譲与団体 全ての都道府県（※税源移譲分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

		現行	平成46年度～
地方揮発油税への移譲額		—	142億円
揮発油税	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
地方揮発油税	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月